

平成 25 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 1 4 |

平成 25 年 10 月 25 日 (金曜日)

総務委員会会議録

平成25年10月25日 金曜日

午前10時00分開議

午後 0時00分開議（実時間 87分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第96号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第7号
1. 議案第90号・八代市長の退職手当の特例に関する条例の制定について
1. 議案第91号・八代市市税条例の一部改正について
1. 請願第3号・青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出方について
1. 請願第1号・消費税増税中止を求める意見書の提出方について
1. 「地方税財源の充実確保を求める意見書」議決の要請について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市体育施設の指定管理者について）
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 福嶋安徳君
副委員長 鈴木田幸一君
委員 上村哲三君
委員 島田一巳君
委員 田中安君
委員 中山諭扶哉君
委員 橋本幸一君
委員 矢本善彦君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務部長 木本博明君
総務部次長 山田忍君
人財育成課長 中勇二君
総務部理事兼市民税課長 松本秀美君
企画戦略部
企画政策課長 丸山智子君
市民協働部長 山本道弘君
いきいきスポーツ課長 稲本俊一君

○記録担当書記

増田智郁君

（午前10時00分 開会）

○委員長（福嶋安徳君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
それでは、定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（福嶋安徳君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、総務部から、歳入等及び歳出の第2款・総務費について説明願います。

○総務部長（木本博明君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。改めまして

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

総務委員会に付託されました議案第86号・平成25年度の一般会計補正予算・第6号の歳入及び総務委員会関係分の歳出、それから、議案第96号・平成25年度の一般会計補正予算・第7号につきまして山田総務部次長が、その他、議案第90号、91号の条例議案につきましては関係課長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい、山田総務部次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務部次長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、座わりまして説明いたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○総務部次長（山田 忍君） それでは、別冊となっております、こちらです、議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号をお願いします。当総務委員会付託分について御説明します。

まず、1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ12億7269万1000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ564億8870万円としております。

次に、第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正をしておりますが、内容につきましては4ページの表で説明します。

それでは、4ページをお願いします。

第2条、債務負担行為補正では、金剛小学校校舎改築事業で、平成25年度と26年度の2カ年にまたがる改築工事を行うため、期間を平成26年度までとし、限度額を5億4023万8000円とする債務負担行為の追加設定を行っております。

次に、第3表・地方債補正では、追加と変更を行っておりますが、詳しい内容は10ページの歳入、款21・市債で説明します。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして歳入を説明します。

8ページをお願いします。

まず、款10、項1、目1、節1・地方交付税で、4726万6000円を計上しておりますが、これが本補正予算の一般財源でございます。

次に、款14・国庫支出金、項の1・国庫負担金、目3・災害復旧費国庫負担金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金で280万1000円を計上しておりますが、これは本年7月の梅雨前線豪雨で被害を受けました道路橋梁施設、八竜山線の災害復旧事業の国庫負担金対象事業費420万円に対する道路橋梁施設災害復旧費負担金でございます。

次に、款14、項2・国庫補助金、目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉費補助金で288万4000円を計上しておりますが、これは地域住民の認知症の理解促進や地域での支援体制の連携強化を図るために要する経費に対する認知症施策総合推進事業補助金でございます。

次に、同項、目6・教育費国庫補助金、節1・小学校費補助金で1億4191万5000円を計上しておりますが、これは金剛小学校校舎改築事業費補助金でございまして、耐震性が低く、大規模地震時に倒壊または崩壊する可能性が高いとの耐震診断の結果が出た校舎の改築事業費に対する補助金でございます。

次に、同目、節2・中学校費補助金で250万円を計上しておりますが、これは来年4月開校の泉小中学校のスクールバス購入に対するへき地児童生徒援助費等補助金でございます。

次に、9ページになりますが、同目、節6・教育総務費補助金で13万6000円を計上し

ておりますが、これはいじめ問題など、生徒指導上の課題解決のため外部組織を設置し、専門的な立場から真実を明らかにし、適正な対応を検討し指導を行う教育支援体制整備事業費補助金でございます。

次に、款15・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で357万2000円を計上しておりますが、これは市町村や地域住民の自主的な地域づくりを後押しするため、定住や雇用、交流拡大等につながる取り組みを総合的に支援する地域づくり夢チャレンジ推進補助金でございます。今回は、NPO法人ネット八代が実施します、おれんじ沿線地域マイレール交流拡大推進事業に87万5000円。九州国際スリーデーマーチ実行委員会が実施します、やっしろマーチングリーグ創設PR事業に119万7000円。やっしろやっ隊が実施します、八代トマトを活用した交流促進事業に70万円。八代よかこ宣伝隊が実施します、福岡市における八代物産観光PR事業に80万円の4事業でございます。

次に、同項、目2・民生費県補助金、節1・社会福祉費補助金で4055万円を計上しておりますが、これは民生委員・児童委員の活動を広く住民にPRするための経費を補助する民生委員・児童委員活動助成費補助金55万円、また、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスを行う2施設の整備費を補助する介護基盤緊急整備特別対策事業補助金4000万円でございます。

また、同目、節2・児童福祉費補助金で8864万6000円を計上しておりますが、これは保育士等の処遇改善に取り組む保育所に対し、賃金上乘せ等などに要する経費を補助する保育士等処遇改善臨時特例事業補助金でございます。

次に、同項、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で6億7234万5000円を計上しておりますが、これは八代地域農業

協同組合の低コスト耐候性ハウスの導入に対する補助金を、県が元気臨時交付金を活用しかさ上げしたことに伴う強い農業づくり交付金事業補助金の増額でございます。

同目、節2・林業費補助金で500万円を計上しておりますが、これは本市の豊富な森林資源を活用し、循環型のエネルギー供給体制を構築していくための基本となる、八代市木質バイオマスエネルギー利活用計画の作成を補助する熊本県総合エネルギー計画・市町村モデル地域支援事業補助金でございます。

次に、同項、目5・商工費県補助金、節1・商工費補助金で677万6000円を計上しておりますが、これは緊急雇用創出基金事業補助金でございます。今回は農村資源活用による食産業創出のためのネットワーク構築事業に162万1000円、スマホの中に商店街事業に358万円、五家荘内観光施設と地域資源を活用した商品開発事業に157万5000円の3事業でございます。

次に、同項、目9・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金で450万円を計上しておりますが、これは本年8月、9月の集中豪雨で被害を受けた坂本山江線など3路線の本格的な災害復旧事業に対する林道施設災害復旧費補助金でございます。

また、10ページになりますが、款18・繰入金、項1・基金繰入金、目8、節1・まちづくり交流基金繰入金で1000万円を計上しておりますが、次回の九州国際スリーデーマーチ事業の財源として基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、款21、項1・市債、目6・教育債、節1・小学校債で2億1560万円を計上しておりますが、これは金剛小学校校舎改築事業に係る市債で、起債対象事業費から国庫補助金を除いた額の100%でございます。

次に、同目、節2・中学校債で2390万円

を計上しております。来年4月開校の泉小中学校のスクールバス購入事業に係る市債で、起債対象事業費から国庫補助金を除いた額の95%、1160万円と、泉中学校校舎耐震改修事業の追加工事に係る市債で、起債対象事業費の95%、1230万円でございます。

次に、同項、目7・災害復旧債、節1・農林水産業施設災害復旧債で300万円を計上しております。これは本年9月の集中豪雨で被害を受けた農林施設災害復旧事業の市債で、平山土地改良区の管轄農道に対する負担金の90%、30万と、8月、9月の集中豪雨で被害を受けた坂本山江線など3路線の林道施設災害復旧事業の市債で、起債対象事業費から県補助金を除いた額の90%、270万円でございます。

以上、今回補正の歳入合計12億7269万1000円の説明といたします。

続きまして、歳出を説明します。

11ページをお願いします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・企画費で87万5000円を計上しております。これは県からの地域づくり夢チャレンジ推進補助金を同額受けて行いますもので、NPO法人ネット八代が実施します、肥薩おれんじ鉄道八代駅開業10周年イベント、おれんじ食堂列車利用法公募プロジェクトなど、おれんじ沿線地域マイレール交流拡大推進事業の経費を補助するものでございます。

以上、歳出の説明とします。

これで、平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号の総務委員会付託分の説明とします。御審議よろしくをお願いします。

○委員長（福嶋安徳君） はい。以上の部分について質疑を行います。何かありませんか。どなたかありませんか。

○委員（矢本善彦君） よかですか。

○委員長（福嶋安徳君） 矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 地域づくり夢チャレン

ジ推進事業についてですね、大体市が約2億ぐらい出資してると思うんですけども、大体赤字は今のくらいあるのかなと思ってから。

○委員長（福嶋安徳君） 丸山企画政策課長。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。企画政策課の丸山です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの御質問は、肥薩おれんじ鉄道の赤字の状況ということでよろしいでしょうか。

○委員（矢本善彦君） ええ。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。おれんじ鉄道につきましては、平成24年度の決算で1億8600万円の損失が計上されております。累積赤字ということで申しますと、ただいまのところ11億6000万という状況でございます。

以上です。

○委員（矢本善彦君） はい、わかりました。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにございませんか。

○委員（橋本幸一君） よかですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 10ページのまちづくり交流基金の件ですが、去年から出してるわけですね。で、今後の見通しってどうか。昨年もこの使い方についてもうちちょっと精査して厳しくというような意見も出とったわけですが、今後の見通しと出し方の基準ってどうか、それについては昨年とどこか変わっているのか、その辺を含めて。

○委員長（福嶋安徳君） はい、山田総務部次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。まちづくり交流基金につきましては昨年度創設をいたしましたところで、基金の目的に沿った形で、交流、観光とかですね、今はスリーデーマーチ、それと観光振興に対するもの、それから、地域の活性化に対するもの等をですね、目的にということで、基準的には大体年間3000万から

5000万程度で支出をするということで、当初8億8000万程度の創設だったと思いますが、その中で10年から20年程度の中で、そういった活性化の事業があれば、その財源として取り崩していくというような目標で、特段当初の目的が今変わっているということはないと思います。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 昨年——ちょっと今、資料を持ってないんですけど、昨年度の基金の取り崩しはどんくらいあったとですか。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、山田総務部次長。

○総務部次長（山田 忍君） 昨年末に、年度末に創設しましたものですから、ことしが初めての取り崩しということでした。25年度がですね、初めての取り崩しになりますので、今年度、今1000万追加しまして、約5000万ですか。ことしが初めての取り崩しになりますので約5000万、はい。ですから、あと8億3000万程度残るということ。ことしからです。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 勘違いしてました。ということは、先般、当初予算で、かなりいろんな分野で、商工費の利用法でこの基金を利用しておるわけですね。で、今のままいけば、非常に範囲が余りにも広過ぎると。最初のもともとはふるさと市町村圏の基金という一つの目的というのは、私は当然生かすべきじゃないかなという。そういうことを含めてですね、その延長線上にこれもまだあるという、私はそう理解しとっとですが、それについてはどのように執行部としては考えておりますか。

○委員長（福嶋安徳君） 山田総務部次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。基金が8億以上あるからといってですね、単に既存の事

業に充てるというようなことではなくて、新しい事業といいますか、要するに交流を拡大するような、そういったものに充当していくということで、ただ既存の財源の振りかえというふうにならないということを目指にですね、やっていきたいというふうには考えております。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） はい。そこが私は重要と思うんですね。最初の結局基金というのは、合併前の1市2町3村のそれぞれの、それから県の負担分、その中での基金の合計額という、それがスタートであるわけですから、やっぱその辺の公平性、そして広域性という、そこは十分認識されてですね、予算の使い方というのは考えていただきたい。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） はい。ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） それともう一つ。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 地域づくりの夢チャレンジ、これは公募の方法としては、どういう方法でされとっとですか。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 丸山企画政策課長。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。ホームページ等で周知をいたしておりますのと、それから、関係各課を通じまして、募集があるたびにですね、各種団体等への情報提供を行いました。応募をかけている状況です。

○委員長（福嶋安徳君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） どうですか。公募で集まった数と、それから採用、採択されたというのは、かなりふるいにはかけられておりますか。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、丸山企画政策課長。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。ただい

まのところ、ほとんど採択されている状況です。もちろん不採択というのもございますけれども、県のほうといたしましても、積極的にこの事業を使っていたきたいというのがスタンスですので、できるだけ採択されるような形ですね、取り扱っていただいております。

○委員長（福嶋安徳君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 安心しました。これから地域づくり——何か、住民自治、あれの中でいろんな中で問題というのは、財源というのが非常にあるわけですね。できればですね、そういう住民自治の中の1つのそれぞれの財源確保のために、こういう制度を利用して活性化につなげるような、そういう方策ができれば非常にいいことかなと思います。ぜひいろんな周知をしていただいでですね、公募が多くなるように、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい。では、ないようでございますので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい。なければ、これより採決いたします。

議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） はい、挙手全員。原案のとおり可決されました。

◎議案第96号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第7号

○委員長（福嶋安徳君） 次に……よかですか、

議案第96号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第7号を議題とし、説明を求めます。

それでは、総務部から説明願います。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 山田総務部次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。それでは、引き続きまして、座らせていただきまして説明いたします。

それでは、こちらです。会議案のその2ということで——表題がですね。別に後で配りましたその2になります。表紙がその2です。

（「よか。進めてよか」と呼ぶ者あり）はい。それでは、議案第96号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第7号をお願いします。総務委員会付託分についてご説明します。

はい。それでは3ページです。3ページをお願いします。

第1条で債務負担行為の補正をしておりますが、内容につきましては4ページのほうで説明します。

それでは、4ページをお願いします。

第1表・債務負担行為補正で、いずれも債務負担行為の限度額の変更を行っております。これらは来年4月1日からの消費税5%が8%に引き上げられることが決定されたことに伴い、本年10月1日から契約を締結するもののうち、来年4月1日以降に工事等が完了するものについては消費税を8%で契約するようにとの国からの通知が10月10日付で県を通してありましたことから、これに該当する工事等4件について消費税3%分を上乗せするものでございます。なお、経過措置の関係で本年度に支払うべき額の変更はなく、全額平成26年度に支払うべき額が増額となりますので、消費税増額分は債務負担行為の限度額を増額して対応することになります。

まず、子ども・子育て支援事業計画策定経費では、全体事業費の消費税増税分12万400

0円の限度額の増額に、次に、小路橋橋梁改修工事では、全体事業費の増税分114万3000円の限度額の増額に、次の、日奈久港航路浚渫工事では、全体事業費の増税分200万円の限度額の増額に、最後の、金剛小学校校舎改築事業では、全体事業費の増税分2565万9000円の限度額の増額になります。

今回の補正予算は、債務負担行為の補正のみで、歳入歳出予算の補正はございません。これで、平成25年度八代市一般会計補正予算・第7号の総務委員会付託分の説明とします。

御審議よろしく申し上げます。

○委員長（福嶋安徳君） はい。以上の部分で質疑を行います。何かございませんか。

○委員（矢本善彦君） ちょっとよかですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） この小路橋ってどこかな。済みません、わからぬけん教えて。鏡か。

○総務部次長（山田 忍君） 鏡町にあるんですが、済みません、場所が、済みません、位置が——。鏡地区です。

○委員（矢本善彦君） 合併したけんで、鏡って書いとかなんわからぬ。

○総務部次長（山田 忍君） ああ、済みません、はい。鏡町内です。はい、済みません。

（「駅の近くです」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい。それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようでございますので、これより採決いたします。

議案第96号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第7号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第90号・八代市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

○委員長（福嶋安徳君） それでは、次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第90号・八代市長の退職手当の特例に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○人財育成課長（中 勇二君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 中人財育成課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人財育成課の中でございます。よろしく願いいたします。着席の上、御説明申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○人財育成課長（中 勇二君） それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

議案第90号・八代市長の退職手当の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

提案理由でございますが、市長の退職手当を支給しないこととするために条例を制定するものでございます。

次のページをお願いします。

八代市長の退職手当の特例に関する条例といたしまして、対象を市長に限りまして退職手当を支給しないと規定するものでございます。公布の日から施行といたしておりますが、市長の現在の任期に関する退職手当に限定した特例措置となっております。

市長が今議会の所信表明でも述べましたとおり、重点的に取り組む8つの基本政策の一つとして、行財政計画のさらなる推進を掲げております。強い決意を持って行財政改革に取り組む、その市長の姿勢を市民に示すものとしてみずか

らの身を削るということで、今回の退職手当を受け取らないという提案をされたものでございます。この特例による影響額は、2193万6000円となっております。2193万6000円でございます。

県内の他の自治体における独自の削減措置の状況を紹介しますと、退職手当につきましては、熊本市と宇土市が30%程度削減して支給する特例措置を定めております。

また、退職手当ではなく、給料を独自に削減している市が7市ございます。削減率は30%から5%までとなっております。宇土市が重複して実施しておりますので、八代市以外の13市のうち8市が何からの独自の削減措置をとっているという状況でございます。

説明につきましては以上でございます。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（福嶋安徳君） はい。以上の部分について質疑を行います。

○委員（田中 安君） よかですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、田中委員。

○委員（田中 安君） 済みません、8市が県内では独自に削減措置をとっているということなんですけれども、やはりこの条例では支給しないというふうになっていきますから、ゼロかという話は、私は納得できないんですけどね。やはりゼロじゃなくて、例えばほかの市のように30%削減するとか、そのような縮減措置をとったほうがいいのではないかというふうに思うんですけど、いかがですかね。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中人財育成課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。確かに県内の市の中には、支給をゼロにするという市はございません。その影響額も2000万以上とかなり大きいものとなっております。私どももほかの事例をちょっと調べたんですが、九州

の中では久留米市が支給をしないということ、あと、名古屋市ですとか奈良市あたりが支給をしないという特例を定めておりますが、非常に少のうございます。支給しない、ゼロというのが適当なのか、その一部をカットする、30%カットするという方法が適当なのかというのは、それぞれの首長さんの御判断ということで考えております。

○委員（田中 安君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、ほかに。

鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。えっとですね、昨年ですね、職員の給料の一部カットということで提案されたとき、自民党はですね、否決したんですよ。というのもですね、給料というのは、要するに命を守るための手段として給料が支給されているというふうに私は考えているわけなんですけれども。もし……職員の場合は人事院が勧告して団体行動権に対するカットをちゃんと方法として人事院が勧告して給料を定めておる上に、また給料をカットして事業費に充てるという考え方というのは非常に危険が伴う。すなわち、職員の仕事に対する意欲が非常に薄れる可能性があるということで、自民党は否決したんですよ。それを議会に提案したところ、それが通りまして、職員の給料はそのまま通ったということで、非常にいろんな方から反響がありまして、いい言葉を聞いておりました。で、今回の給料の——給料というか、この市長の退職手当に対する件についてはですね、やはり当然今までこの退職手当があるということそのものに非常に意義があると思うんですよ。意味があると思うんですよ。

そのことを、やはり市長としてはこういう状況だからということで出されるけれども、この前の一般質問でもお二人の方が言われましたけれども、これは別に退職手当を支給しないという、あるいは要らないということにせぬでもい

いんじゃないかって。今までもともとある手当を支給しないほうに条例をつくらなくても、まだ別にいろんな方法があるわけだから、これを市長の手当をカットすることの方法というのは、やはりここでとめておかなければ、これから先の市長はみんな手当をもう要らなく、支給しないほうが善であるというふうな誤解を受けやすいんじゃないかって。

もともと退職手当というのは、手当というのは、あってしかるべきのものを、なくてしかるべきという状況をつくることはやっぱり、気持ち的にはわからぬじゃないけれども、あんまりいい例ではないような気がするっていう多くの意見も聞いております。

だから、今回、この件についてはですね、もう少ししっかり精査したところですね、出してもらわぬほうがいいかなって思うんですよ。でないと、今度は、この手当支給というのがですね、結局、選挙の道具に使われる可能性すらあつとじゃなからうかっていうふうな懸念もあるわけなんですよ。だから、これについてはもう、ちゃんと今までの手当支給については意味があるわけだから、今までどおり手当ば支給するというのを前提にして話を進めたほうがいいと私は思います。

以上です。

○委員（橋本幸一君） 委員長、ちょっとよろしいですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 先ほど、県下においては熊本市と宇土市ということで、私もいろんな人からこの件について伺ってとつとですが。

熊本市については、結局支給率が100分の70ということで、非常にほかの市町村より高過ぎたということで、当たり前の100分の50に戻したという、そういうことなんですね。

宇土市の場合については、マニフェストの中で、皆さんにやっぱり公約してしまっていると、

その中で3割カットということをやったという、そういう特殊事情というか、ちゃんとした根拠があるわけなんですね。そこをやれば十分含めて考えんといかぬとかなという。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） はい。先ほど言われていることでもありますけど、

_____。

_____首長さんの判断によつてですね、それはですね、決められても私はいいと思いますし、上げるべき声が大きければですね、これをゼロにしたらだめだという意見が多ければ、もうそれに判断されたいいというふうには私は思いますですけどですね。

○委員長（福嶋安徳君） ほかに。

○委員（上村哲三君） よかですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。三役、首長を含めて三役の退職手当の中でもですね、副市長以下ですね、監査委員さんまで含める退職金とはですね、首長の場合はちょっと性格が違うというふうには私は考えています。そのようなことを勉強する機会もあったので申し上げるわけですが、副市長以下の方々はですね、後の、任期を外れた後のですね、生活の保障という面のほうが大きいのかなというふうには思っておりますが、首長の退職金に当たってはですね、やはり在任期間中ですね、功績や功労に対する退職手当であるし、また、現在の月額報酬がですね、

市長の仕事の量、いわゆる365日市長でございますので、土日もなく市長という形で、仕事量が私たち非常勤の議員とは違ってですね、大変多くて忙しいというのは皆さん御存じのとおり。その分をですね、恐らく月額報酬では補填できていないだろうというのの補填のためにも退職手当はあるというふうにも聞いております。

だから、そういう二面性からいってもですねやはり前市長もですね、前市長の場合には四役までですね、退職金の返上をされてですね、臨まれたんですが、もう1カ月もせぬうち私と話をしているとき、これは雑談と思って聞いてもらってもいいんですがですね、「俺はこやん忙しかつなら退職金な返上すんの何の言わぬならよかった」というですね、ぼやきも出たんです。ところが、今回選挙出られても、また同じようなマニフェストを掲げられたちゅうふう聞いて、私はおかしいなっていうふうに思ってしまったんですがね。こやん忙しかとは思えぬだったっていうふうなこともですね、本心にはあると思うんですよ。

だから、やっぱりその対価としてはですね、十分条例で定めて、今までですね、過去にもずっと当たり前、功績に免じてということで支払われてきたんであればですね、これはある程度、行財政計画に余りですね、そういうふうにこだわらぬですね。それ以上の仕事をしてもらえばいいわけであって、2000万もらわぬのじゃなくてですね、2000万以上の市に利益が及ぶような仕事を、先ほど部長のほうからありました8つの項目をですね、掲げて、これに邁進する、市長の仕事に邁進すると、八代市民のために頑張るんだというような大きな目標があればですね、恐らく2000万というのじゃ足らぬとじゃないだろうかって、増額してやらぬばいかぬとじゃないだろうかっていうふうな声も途中で聞こえてくるかもしれない。その

ような形。

今の市長が、強いパイプを持っているいろいろ国・県との調整をやっていきながら頑張るといふようなことですね、新聞にも載っておりますが、大型ガントリーレーンですね、県の配備のほうもですね、計画的にもう表明されて進んできているような、早い状況でこういう進んできている部分もありますので、そういう部分もやっぱり十分加味して、そして、現在の状態で何も今瑕疵がありませんのでですね。いろいろ給与の減額なんていうのは、何か職員の不始末があってですね、その瑕疵としてですね、長が責任をとって減額をするというふうな形ですね、各自治体は行われてきているのが通常だというふうに思います。何の瑕疵もないのですね、ただ単純に……金額のことを言うといかぬとですけど、市民に対してはですね、二、三十万でも大きいのもかもしれませんけどですね、そこんところで仕事量をですね、市民にも周知してもらえばですね、このようなことをあえて自分から言い出すべきでもないと思いますし、私はこのような形は余りやはり先ほど意見も出ておりましたが、それ以上に仕事をしてもらうことができますね、そのためのこれは条例であるというふうに思いますので、そういう形からするとですね、余りこういうことは好ましくないなというふうに私は考えております。

委員長、以上です。

○委員長（福嶋安徳君） はい。ただいまさまざまな御意見が出ておりますけれども、現在質疑中でございますので、これまで出ました発言については意見ということで（委員上村哲三君「意見です、済みません」と呼ぶ）ようございますでしょうか。

はい。それでは、ほかに質疑ありませんか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようでございます

す。

以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

(「先ほど言いましたのでありません」と呼ぶ者あり)

先ほどの意見でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(福嶋安徳君) ないようでございます。

これより採決します。

議案第90号・八代市長の退職手当の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(福嶋安徳君) 挙手少数と認め、本案は否決されました。

◎議案第91号・八代市市税条例の一部改正について

○委員長(福嶋安徳君) 次に、第91号・八代市市税条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部理事兼市民税課長(松本秀美君) はい、委員長。

○委員長(福嶋安徳君) はい、松本市民税課長。

○総務部理事兼市民税課長(松本秀美君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)市民税課の松本でございます。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第91号・八代市市税条例の一部改正についてでございます。

地方税の改正に伴いまして、市税条例の改正をお願いするものでございます。

主な改正点につきまして、1枚ものの資料が配付してあるかと思いますが、こちらでござい

ます。これに基づいて説明したいと思います。よろしいでしょうか。

まず、改正の必要性といたしまして、地方税の主要税目は税源を国税と共通にしているため、国税の改正があれば整合性を保つために条例の調整を図る必要があります、改正をお願いする次第でございます。

それでは、始めさせていただきます。

まず、1点目として、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しについてでございます。

年金特別徴収とは、平成21年10月からスタートしておりまして、65歳以上の公的年金受給者について、日本年金機構などの年金支払者が、年金に対する市県民税を直接差し引き、まとめて市町村に納める制度でございます。この中で年税額に増減が生じた場合、現行制度では差し引くべき税額の不均衡を解消できない仕組みとなっております。このため、改正することで平準化を図るものでございます。4月、6月、8月期を仮徴収と呼んでおりまして、10月、12月、2月が本徴収となっております。現行では、仮徴収額は前年度分の本徴収税額となっているのを、改正案では前年度分の年税額の2分の1とするものでございます。

次に、金融所得課税等の一体化等についてでございます。

主な内容は、上場株式等の配当や譲渡損益の間でのみ認められている損益通算について、特定公社債などの利子や譲渡損益まで範囲を拡大することと、非課税とされている公社債などの譲渡益についても課税するものでございます。

次に、法人に関する利子割の廃止等に関する改正は、現行制度において、預貯金の利子については個人・法人の区別なく課税しております。その後、法人は申告の際に法人税額から課税された利子割額を控除して申告をしております。改正後は、法人に係る利子割を廃止し、あわせ

て法人税額から利子割額の控除をやめるものでございます。最終的に、法人に係る税額に増減はございません。

以上で、私の説明を終わります。

○委員長（福嶋安徳君） はい。以上の部分について質疑を行います。何かございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい。それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） なければ、これより採決します。

議案第91号・八代市市税条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第3号・青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出方について

○委員長（福嶋安徳君） はい。それでは、次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送や持参にて届いております要望書については、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただければと存じます。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、請願1件と陳情1件の計2件です。

それでは、まず、請願第3号・青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

○書記（増田智郁君） （書記、朗読）

○委員長（福嶋安徳君） はい。本件について

御意見ありませんか。何もありませんか。

○委員（橋本幸一君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 補足説明って特段なかつたでしょう。

○委員長（福嶋安徳君） はい。この出した本人さんに来てはいただいとつとですが、説明させますか。

○委員（橋本幸一君） じゃあ、小会して。

○委員長（福嶋安徳君） ああ、小会。はい、じゃあ、小会しましょう。

（午前10時54分 小会）

（午前11時10分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

それでは、本件について御意見はありませんか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。今回の請願に対しましてはですね、本当に内容的に、私たちが平素より憂慮している内容でございます。各地方自治体においてはですね、青少年健全育成基本条例というようなものを定めている自治体が多いようでございますが、これは国の法を超えることはできません。国のほうがちゃんと整備されればですね、それに追隨した、しっかりした地方自治体での条例のですね、内容の精査もできてですね、問題解決へと進めていけるのではないだろうかというふうにも思われますのでですね、賛成をしたいというふうに思いますが、この請願の中でですね、学校教育の問題の指摘の中でですね、役割をしてこなかったというのをメインのように受け取れる文言もありますので、今後、国に意見書を出す場合にはですね、このところを私たちの委員会で少し修正をさせていただいて、これはその一部であって、本体ではなく全体的な中での問題であるというような

指摘をしていただいでですね、意見書を出していただければというふうに思います。

この問題に関してはですね、単なる文章や図画の問題だけでなくですね、いろいろな電波管理の問題、いろんなもんがですね、絡んできて大変難しいと思います。国に上げてですね、本当に基本法を制定させるということになればですね、文科省だけではなくですね、大変な、国が本当に一体となって連携した形でやっていかなければですね、この法令制定は大変難しいと思いますのでですね、なるべく早くこの打診を、具申をすることはですね、地方からすることはいいことだというふうにも思います。時間がかかることだろうと思いますのでですね、ぜひ一刻も早くほかの自治体でも取り組んでいただければというふうに思っておりますので、賛成をしていきたいというふうに思っております。

ただし、意見書を出される場合には、この文言のところをですね、少し修正を加えていただきたいというふうにお願ひしときます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、わかりました。

それでは、これより採決いたします。

先ほどの上村委員の注文どおり、修正することを約束いたしまして採決します。

それでは、請願第3号・青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出方については、採決と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は採決とすることに決しました。

ただいま採決と決しました本請願は、意見書の送付を求めたものであります。

ついては、本件を審査した立場上、私どもで発議する必要があると思いますので、当委員会の賛成されたメンバーで発議することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、そのよう

に願ひます。

案文につきましては、事務局と調整することとし、後日、発議の手続をとらせていただきます。

なお、趣旨弁明はどなたにお願ひいたしませうか。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、そのようにいたします。

◎陳情第1号・消費税増税中止を求める意見書の提出方について

○委員長（福嶋安徳君） 次に、陳情第1号・消費税増税中止を求める意見書の提出方を議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

○書記（増田智郁君） （書記、朗読）

○委員長（福嶋安徳君） はい。本件について御意見はありますか。

○委員（橋本幸一君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） この件について、執行部の見解というのは、市としては……。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、小会します。

（午前11時18分 小会）

（午前11時35分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、本会に戻します。

○委員（田中 安君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、田中委員。

○委員（田中 安君） 先ほども言いましたように、この問題については、この委員会自体が矛盾しておりますので、もう採決はせずに、審議未了にさせていただきたいというふうに思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい。審議未了と意見が出ましたので、まあそういった……もう本会に戻しとっとかな。（「はい、戻してます」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、お諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第1号・消費税増税中止を求める意見書の提出方は、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

はい、木本部長、ありがとうございました。

○総務部長（木本博明君） はい、失礼しました。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上で、請願・陳情の審査を終わります。

以上で、付託されました案件の審査は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎「地方税財源の充実確保を求める意見書」議決の要請について

○委員長（福嶋安徳君） 次に、付託されました案件のほか、全国市議会議長会から、地方財源の充実確保を求める意見書の議決について要請が参っております。

過日の議会運営委員会で協議の結果、当委員会に送付されてきました。ついては、その取り

扱いについて御協議願います。

また、内容については、お手元に配付の資料のとおりであります。参考までに、本件については本市も加盟している団体からの要請ということもあり、議会運営委員会の中でも、議長より委員会内での取り扱いについては特に御配慮方願いたい旨の申し出が参っております。

それでは、地方財源の充実確保を求める意見書について、御意見等はありませんか。ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） じゃあ、小会します。
（午前11時38分 小会）

（午前11時38分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

それでは、お諮りいたします。

それでは、本件の趣旨に賛同されるメンバーで賛同の上、議員発議として提案いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、そのようにいたします。

案文につきましては、事務局と調整することとし、後日、発議の手続をとらせていただきますので、御了解願います。

なお、趣旨弁明はどなたにお願いいたしますようか。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい。それでは、そのようにいたします。

◎所管事務調査

・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市体育施設の指定管理者について）

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（福嶋安徳君） 次に、当委員会の所

管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、八代市体育施設の指定管理者についてをお願いいたします。

○市民協働部長（山本道弘君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、山本市民協働部長。

○市民協働部長（山本道弘君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民協働部の山本でございます。よろしくをお願いいたします。

市民協働部いきいきスポーツ課で所掌しております、八代市体育施設に関してでございますが、御案内のとおり、6月の定例市議会におきまして、本市の体育施設を指定管理者に管理・運営させることができる旨の条例改正を御承認いただいたところでございますが、今般、その指定管理者の選定に当たりまして、非公募で対応させていただきたいということで、御報告するものでございます。

内容等につきましては、いきいきスポーツ課の稲本課長のほうから対応させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、稲本いきいきスポーツ課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）いきいきスポーツ課長の稲本でございます。座らせて説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） はい。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） それでは、八代市体育施設の指定管理者について御報告をいたします。事前にですね、お渡ししております資料に基づきまして御説明をいたしたいと思います。

まず1番目に、指定管理者制度の導入の目的でございますけれども、導入の狙いは、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理運営において民間事業者等の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上、経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度を導入することとしております。

指定管理者の要件といたしましては、市が指定する法人、その他の団体に公の施設の管理を代行させる制度でございます。その対象は民間事業者等が広く含まれ、一定の団体であれば必ずしも法人格は必要ではありません。ただし、個人を指定管理者として指定することはできません。

公の施設に指定管理者制度を導入するためには、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲等、必要な事項を条例で定めることとなっております。そのため、先ほど部長が言いましたように、本年6月議会において、八代市体育施設条例の一部改正の議決をいただいたところでございます。この条例には、八代市体育施設を指定管理者に管理を行わせることができる規定を定めたところでございます。

2番目になりますけれども、今回、指定管理者制度を導入する予定の施設でございますけれども、八代市スポーツ・コミュニティ広場、八代市弓道場、八代市球技場、八代市民プール、八代市民球場、八代市総合体育館、八代市立武道館、八代市相撲場の8施設でございます。

続きまして、3番目ですけれども、指定管理期間ですけれども、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年としております。

続きまして4番目は、指定管理料、基準価格ですけれども、ここで基準価格の積算の仕方につきまして簡単に御説明をいたします。

まず、各施設、8施設の利用料金収入、それと管理にかかった経費の価格を3年間——平成22年、23年、24年の平均値によって、歳入歳出の見込みを出します。その後、8施設全体の歳入——利用料金収入から、歳出——管理するための人件費等、その必要な経費を差し引きまして、不足する分を今回の指定管理料の額として記載しております。なお、この金額はあくまでも基準価格でございまして、実際の委託料とは異なります。

5番目に、指定管理者の候補者の選定方法でございますけれども、八代市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例がございまして、第5条に、公募によらない指定管理者の候補者の選定という条文がございまして。

市長等は次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定により公募によらず指定管理者の候補者を選定することができます。第1番目に、PFI事業により設置した公の施設を一定期間その他当該事業者に管理させるとき。2番目に、主に当該地域の住民が利用する公の施設を町内会等地域組織に管理させる合理的な理由があるとき。3番目に、第3条の規定により申請がなく、再度公募を行う暇がないとき。次のページですけれども、第4番目に、公の施設の管理上、緊急に指定管理者の指定を行う必要があるとき。5番目に、その他市長等が公の施設の適正な管理を確保するため必要な理由があると認めるとき、という条文がございまして。

この中で、市内部で検討・協議を行い、上記の第5項の規定に基づきまして、公募によらず指定管理者の候補者の選定、非公募を行うこととしたところでございまして。

6番目に、非公募で候補者を選定する団体といたしまして、団体名、NPO法人八代市体育

協会——以下体育協会というふうには呼ばせていただきます。住所、八代市緑町11-1、代表者、松永松喜会長でございます。

7番目に、体育協会の概要といたしまして、設立年月日、平成18年4月。これは市町村合併に伴いまして再編をいたしました。平成25年4月1日にNPO法人格を取得されました。

趣旨といたしまして、八代市民に対して、競技人口の拡大や競技力の向上、地域スポーツの振興に関する事業を行い、市民の健康増進及び体力向上を図り、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とした団体でございます。

組織といたしまして、会長1名、副会長4名、顧問・理事長・副理事長各1名、理事が16名、監事2名、事務局の職員が4名、それと各種競技団体が26団体、それと各校区体育協会が21団体、その他の各種団体が8団体でございます。

活動内容といたしまして、平成25年度の活動内容ですけれども、市からの委託事業といたしまして、市民体育祭、県民体育祭、郡市対抗駅伝、郡市対抗女子駅伝、体力サポートづくり事業、競技人口拡大推進対策事業等を行ってまいります。また、スポーツ大会の主催事業といたしまして、キッズサッカー、それとスポーツ講習会を年に2回開催されております。スポーツ振興事業、スポーツ少年団事業、スポーツ傷害共済事業などの活動をされている団体でございます。

続きまして、今回、非公募で選定する理由につきまして述べさせていただきます。

まず1番目に、体育協会の加盟団体等の連携による効果ということで、体育施設を管理運営していくには、各種競技団体や校区体育協会等の関係団体との連携が不可欠でございます。連携することによって、競技団体による専門知識を生かした運営の展開ができるかというふうに思っています。

2番目に、体育施設へのスポーツ指導者の配

置。スポーツ基本法では、国及び地方公共団体は、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならないとうたわれております。各種競技種目の専門的な知識を有する55団体から成る体育協会では、体育施設にスポーツ指導者や、推進に寄与する人材の配置が容易に行うことが可能であるというふうに考えます。

3番目に、利用者のニーズと利便性への対応で、体育協会は各種競技種目の専門的な知識を持った人材を有していることから、利用者のニーズや利便性に対して効果的に対応でき、きめ細かな管理と合理的な運営ができるということ。

4番目に、スポーツ振興事業の実績。体育協会は市からスポーツ振興事業を受託し、さらにはスポーツ競技者や指導者のためのスポーツ講習会の開催、スポーツ少年団育成等の事業も行っている。

5番目に、八代市のスポーツ振興を推進する担い手としての育成。体育協会の加盟団体は、競技団体26団体、校区体育協会21団体、小学校体育連盟・中学校体育連盟・インディアカ協会などからなる各種団体8団体で構成されており、本市のスポーツ振興の柱であり、中心的な組織である。本市が行うスポーツ振興は体育協会との連携が不可欠であるとともに、本市スポーツ振興を推進するためにも、その担い手となる体育協会を育成し、組織強化並びに基盤強化を図る必要があるんじゃないだろうか。

6番目に、NPO法人格の取得による八代市スポーツ振興への寄与ということで、体育協会は、市民に対して競技人口の拡大や競技力向上、地域スポーツの振興に関する事業を行い、市民の健康増進及び体力向上を図ることなどを目的に、平成25年4月1日、特定非営利活動法人格——NPO法人を取得されました。NPO法人は利益の分配を行わず、利益が生じた場合は、

上記目的の達成のために活用されるということです。

7番目に、八代市の体育施設の管理とスポーツ振興に対する意欲ということで、本市に対しまして、平成24年11月「八代市体育施設指定管理者制度導入に伴う八代市体育協会への業務委託について」及び平成25年9月「八代市体育施設における指定管理者としてNPO法人八代市体育協会の非公募による指定について」の要望書を提出され、積極的な意欲がうかがえております。

以上、7項目、今回非公募での選定理由として上げさせていただいています。

続きまして、9番目ですけども、今後のスケジュールといたしまして、平成25年11月の中旬に、指定管理者の候補者の選定委員会を開催し、候補者の決定をしたいと思います。

平成25年12月議会におきましては、指定管理者の指定の議決、債務負担行為の議決、指定管理者指定の告示、平成26年4月には、協定書の締結、管理運営の実施というふうなスケジュールでまいりたいというふうに考えております。

現在、八代市体育協会におきましては、事業計画書、管理に係る収支計画書等、申請に向けて準備をされているところでございます。指定管理者の指定は議会の議決を得なければならないことになっておりますので、12月議会におきましては、選定委員会での結果等も含め公の施設の名称、指定管理者候補者の名称、指定の期間等、指定管理者の指定につきまして御審議いただきますので、よろしく願いいたします。

以上、八代市体育施設の指定管理者についての報告とさせていただきます。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） はい。ただいま説明していただきました。これについて何か御質問、御意見等はございませんか。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 現在の施設管理に関して、市の職員の削減効果とすると大体予算上どのくらいぐらい削減につながるのか、その辺の試算は。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、稲本いきいきスポーツ課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。一応、今回指定管理者制度を導入することによりまして、これまで管理系のほうで管理をしていた部分が指定管理者のほうに移管されることで、約2名分の削減を今のところ考えているところでございます。金額につきましては、約…（委員橋本幸一君「人件費のみ」と呼ぶ）はい。1800万というようなところでございます。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） この指定管理料なんですけど、今、大体2億ということで、各施設についての試算というのはされているんでしょうか。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、稲本いきいきスポーツ課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。先ほども指定管理の積算の方法の中でも言いましたように、まず各施設ごとでそれぞれ過去3年間のかかった経費、それと歳入、それぞれ積算いたしまして、各施設ごとで積算をしているところでございます。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） ぜひそれを出していただきたいというふうに思います。

それと、はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） このNPO法人の八代市体育協会なんですけど、こちらのほう、資料がちょっと少ないんですけど、もうちょっと詳しい資料をいただくことってできますでしょうか。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、稲本いきいきスポーツ課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。まず1点目のですね、委員さんからの御質問ですけれども、先ほど言いましたように、今現在、体育協会のほうが収支等の計算を、試算をされておられます。ですから、この基準価格についての内訳のほうは今回お見せすることができないということになっております。

それと2番目の、体育協会の分の資料につきましては、ここまでのという資料でございます。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） 恐らくNPO法人の設立の資料が県のほうから、あるいは県のほうに提出された、またそれが公開されている資料があると思いますので、そちらのほうをぜひ見せていただかないと検討のしようがないということがちょっとありますので、ぜひお願いしたいと思います。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、稲本いきいきスポーツ課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。それに関しましては、次、選定委員会がでございます。11月中旬にございます。そのときに体育協会のほうからそういう書類を一式出されて、選定委員会の中でそのあたりも見られて審査されます。その選定委員会の結果を踏まえて、12月議会のほうで御審議をいただくような形に

なります。ですから、今回の場合に関しましては、ちょっとそこまでの資料はちょっと今現在は用意していないところでございます。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） 実際、その中で経営される方っていうのは代表者の方になられるわけでしょうか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、稲本いきいきスポーツ課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。この法人の代表者のほうは松永松喜さんでございまして、あと実際に事務局のほうには事務局長並び事務局職員が3人いるということで、その事務局のほうは総合体育館の中に事務所を構えておられるということでございます。実際のそういう活動に関しましては、事務局のほうが中心になって行っているところでございます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） はい。指定管理者制度の一つの目的にですね、新しいアイデアとかですね、合理的な経営が促進されるというようなところがあると思いますので、ぜひそういう点も含めて企画の事業をよろしくお願いいたします。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにございませんか。

○委員（矢本善彦君） ちょっとお尋ね。

○委員長（福嶋安徳君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 選定委員のメンバーは何人か。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、稲本いきいきスポーツ課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。一応、今回、選定委員会の委員につきましては、副市長を委員長にしております、あと各関係部長さんが4名、それと外部の学識経験者2名、それと財務関連の専門者といたしまして税理士関係を2名、計の8名を今のところ予定しているところでございます。

○委員（矢本善彦君） はい、わかりました。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようでしたら、以上で、八代市体育施設の指定管理者についてを終了いたします。

そのほか当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 以上で、所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、お諮りいたします。

所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全て終了いたしました。

これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後0時00分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成25年10月25日

総務委員会

委員長